

処分基準整理票

処分の内容	行政財産目的外使用の許可の取消し		
根拠法令及び条項	地方自治法 第238条の4 第9項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 地方自治法 第238条の4 第9項 (別紙のとおり) 那覇市上下水道局庁舎等管理規程 第7条第6項 (別紙のとおり)		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 下水道課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

○地方自治法第 238 条の 4 第 9 項

(行政財産の管理及び処分)

- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○那覇市上下水道局庁舎等管理規程第 7 条第 6 項

(許可を必要とする行為)

第 7 条

- 6 庁舎管理者は、第 1 項の許可を受けた者が、その許可の内容又は第 2 項の条件、指示に違反したとき若しくは前条に規定する行為を行ったときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。